

塩尻市地域防災計画 風水害対策編

令和2年度修正

新旧対照表

【風水害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本方針</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの命は自らが守る」との認識のもと (自助)</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い (互助・共助)</p> <p>災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本方針</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの身の安全は自らが守る」との認識のもと (自助)</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い (互助・共助)</p> <p>災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【風水害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本市の自然的、地域の特性に配慮しつつ、防災アセスメント調査の結果を踏まえ、風水害に強いまちづくりを行う。</p> <p>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本市の自然的、地域の特性に配慮しつつ、防災アセスメント調査の結果を踏まえ、風水害に強いまちづくりを行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(カ) 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害警戒区域を含む）等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害警戒区域を含む）等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p>	
--	---	--

<p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等（土砂災害警戒区域を含む）における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木</p>	<p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b 上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等（土砂災害警戒区域を含む）における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木</p>	
---	--	--

<p>捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a 上水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに系統多重化、代替施設の整備等による代替製の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a 上水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに系統多重化、代替施設の整備等による代替製の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらに供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じ</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらに供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じ</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>られており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(ウ) 指定避難所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p>	<p>られ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(ウ) 指定避難所については、他市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p>	<p>東日本台風災害の対応を踏まえた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第31節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 市等の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 	<p>第31節 防災知識普及計画</p> <p>震災対策編第2章第31節「防災知識普及計画」を準用する。</p> <p>(新規)</p>	<p>震災対策編2章31節を準用する計画となっていたが、風水害対策に特化した記述も多いため、新たに内容を記載した</p>

第3 計画の内容

1 市民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、平成30年度に更新した「塩尻市災害ハザードマップ」を活用して、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 下記イ(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。

a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、塩尻市災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 避難の確保を図るため必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

<p>(e) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地</p> <p>b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法</p> <p>(b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項</p> <p>(c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項</p> <p>c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>(エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>(オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>(カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p> <p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切</p>		
--	--	--

<p>かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての</p>		
--	--	--

<p>準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容</p> <p>d 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p> <p>e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>i 正確な情報入手の方法</p> <p>j 要配慮者に対する配慮</p> <p>k 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>n 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p>p 避難生活に関する知識</p> <p>q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素から</p>		
---	--	--

<p>の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進するものとする。</p> <p>(ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(オ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかけるものとする。</p> <p>(カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p> <p>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に</p>		
---	--	--

努めるものとする。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進するものとする。

(コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ 自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ 報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ 市民が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

<p>① 指定緊急避難場所への立退き避難</p> <p>② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</p> <p>③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</p> <p>(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)</p> <p>(エ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認</p> <p>(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認</p> <p>(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認</p> <p>(キ) 備蓄食料の試食及び更新</p> <p>(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>(ケ) 地域の防災マップの作成</p> <p>(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p> <p>カ 企業等が実施する計画</p> <p>企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。</p> <p>キ 関係機関が実施する計画</p> <p>塩尻市赤十字奉仕団及び松本広域消防局・木曾広域消防本部は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>震災対策編第2章第31節「防災知識普及計画」を準用する。</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p>		
--	--	--

震災対策編第2章第31節「防災知識普及計画」を準用する。

4 市職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

市及び県は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- (ア) 自然災害に関する一般的な知識
- (イ) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

イ 松本広域消防局及び木曾広域消防本部が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修会、講習会を積極的に開催し、市職員等に防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

震災対策編第2章第31節「防災知識普及計画」を準用する。

新	旧	修正理由・備考								
<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 災害直前活動</p> <p>第 4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="114 699 983 1038"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1 km四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性の高いことを示す [高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す [中] の 2 段階の確度がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>(2) 通信途絶時の代替経路</p>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1 km四方 の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、 大雨警報(土砂災害)の危険度分布により 、どこで危険度が高まっているかを 把握 することができる。	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 災害直前活動</p> <p>第 4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1014 699 1883 1038"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 5 km四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報級の可能性</p> <p>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性の高いことを示す [高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す [中] の 2 段階の確度がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>(2) 通信途絶時の代替経路</p>	種類	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの 予測 を、地図上で 5 km四方 の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて 常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを 面的に確認 することができる。	<p>修正理由・備考</p> <p>高解像度化の実施による記載の修正</p> <p>名称変更による修正</p>
種類	概要									
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1 km四方 の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、 大雨警報(土砂災害)の危険度分布により 、どこで危険度が高まっているかを 把握 することができる。									
種類	概要									
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの 予測 を、地図上で 5 km四方 の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて 常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを 面的に確認 することができる。									

機関名	長野県防災行政無線		機関名	長野県防災行政無線		電話番号の変更
長野県（危機管理部）	電話	8-231-5208～5210	長野県（危機管理部）	電話	8-231-5208～5210	
	F A X	8-231-8739		F A X	8-231-8739	
NHK長野放送局	電話	8-231-8840	NHK長野放送局	電話	8-231-8840	
	F A X	8-231-8841		F A X	8-231-8841	
北陸地方整備局 （千曲川河川事務所）	電話	8-231-8-299-8-84-741-284	北陸地方整備局 （千曲川河川事務所）	電話	8-231-8-299-8-84-741-284	
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359		F A X	8-231-8-299-8-84-741-319	

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告及び避難指示を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p> <p>また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告及び避難指示を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

(新規)

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は置かれて避難を促す場合に発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発令〕
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発令〕

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発令)

【風水害対策編】第3章第29節

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援調整を行うものとする。（建設部）</p>	<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援調整を行うものとする。（林務部、建設部）</p>	<p>被災建築物応急危険度判定は震災のみを対象とするため追記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第 3 4 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、市に協力し、状況に応じて速やかに急点検を実施するものとする。(林務部)</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、E T C 2 . 0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策 (関東・中部地方整備局)</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、E T C 2 . 0、道路情報板、路側放</p>	<p>第 3 4 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、市に協力し、状況に応じて速やかに急点検を実施するものとする。(林務部)</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策 (関東・中部地方整備局)</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</p>	<p>速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</p>	
--	-------------------------------------	--